

第16回松枯れ防除実践講座 ご案内

主 旨	千葉県内における松林の適切な防除計画の策定と、的確な防除の実施に必要な知識や技術の習得を目的とします。広く行政担当者、防除実施者及び地域住民の皆様のご参加をお待ちしております。					
対 象	防除事業を実施する松保護士、樹木医、造園業者、森林組合員、国および都道府県市町村の病虫害防除担当者、その他、NPO、ボランティア、地域住民等を対象とします(どなたでも参加が可能です)。					
時 期	2023年8月24日(木)・25日(金)					
講義会場	千葉大学西千葉キャンパス けやき会館 〒263-0022 千葉県千葉市稲毛区弥生町1					
野外実習	千葉市稲毛海浜公園内松林 〒261-0003 千葉県千葉市美浜区高浜7丁目2					
受 講 料	【受講料の区分】					
	大区分	小区分	1日目	2日目	両日受講	
	1. 松保護士	更新予定の松保護士	—	—	23,000	
	2. 一般参加者 (防除事業者)	樹木医、松保護士(更新予定者以外)、 造園業者、森林組合員等	6,000	12,000	18,000	
	3. 行政担当者	国および都道府県市町村 等の病虫害防除担当者	3-1. 千葉県内	3,000	5,000	8,000
			3-2. 千葉県外	4,500	6,500	11,000
4. その他	NPO 法人、地域住民、ボ ランティア	4-1. 千葉県内	2,000	4,000	6,000	
		4-2. 千葉県外	3,000	5,000	8,000	
5. 学生		無 料				
留意事項	<p>① 松保護士資格更新のために受講する方は、区分にかかわらず23,000円(登録更新料含)となり、一日単位での受講はできません。登録更新には本講座の修了証が必要です。</p> <p>② 更新対象は1期(1-3~100-3)6期(317-2~347-2)11期(485-1~519-1)16期(721~754)、および有効期限2024年3月31日まで(失効者含)の松保護士です。</p>					
8/25 昼食	昼食代金は受講料に含まれます。ただし、昼食を希望しない場合の返金はいたしません。					
募集人数	125名(定員になり次第締切) ※学生については定員には含みません					
主 催	一般財団法人日本緑化センター					
後 援	林野庁、国立大学法人千葉大学園芸学部					

講座スケジュール(本講座は造園CPD・9.5単位、樹木医CPD・9.1単位の認定プログラムです。)		
1 日 目	13:00~13:10	来賓挨拶(林野庁森林保護対策室、千葉県農林水産部森林課、千葉大学園芸学部)
	13:10~13:30	報告 ー千葉県農林水産部森林課ー(20分)
	13:30~14:40	特別講義1「松枯れのメカニズム・東日本と西日本の相違と現場での課題」(70分) ー元石川県農林総合研究センター林業試験場 千木 容石(樹木医)ー
	14:40~14:50	休憩
	14:50~16:00	特別報告「ドローンによる薬剤散布実証実験とガイドライン」(70分) ー一般財団法人日本緑化センター専務理事 新島 俊哉氏ー
	16:00~16:10	休憩
	16:10~17:30	特別講義2「被害の鎮静化に至らない実態の背景と課題について」(80分) ー千葉大学名誉教授/農業政策研究会代表 本山 直樹氏ー
2 日 目	9:20 集合	実習地: 千葉市稲毛海浜公園内マツ林(千葉県千葉市)
	9:30~9:50	①稲毛海浜公園の海岸マツ林の維持管理について(千葉市(案))
	9:50~10:40	②マツ林の観察方法と被害木の発見から対処までの手順・留意点
	10:40~10:50	—— (休憩) ——
	10:50~11:10	③小田式樹脂流出調査(調査手順と方法について)
	11:10~11:50	④罹病検査のための材片採取の手順と方法、⑤被害木の後食痕、産卵痕、脱出孔等の解説
	11:50~12:50	—— (昼食) ——
	12:50~13:40	⑥マツ材線虫病診断キットの使用手順の解説と質疑応答(㈱ニッポンジーン)
	13:40~16:00	⑦予防・駆除実習 ア) 松枯れ予防樹幹注入処理(㈱ニッソーグリーン)、イ) 伐倒くん蒸処理(サンケイ化学㈱)、ウ) ナラ枯れ樹幹注入(サンケイ化学㈱)、エ) 粘着・被覆材による逸出抑制処理(井筒屋化学産業㈱)
16:00~16:10	⑧樹脂滲出状況の確認、剥皮箇所補修(参加者)	
16:10~16:30	⑨修了証の授与	

※本スケジュールは早い段階で作成していますので、一部変更となる場合があります。

※2日間受講の方に、修了証をお渡しします(終了時に配布)。

※国および都道府県市町村等の病虫害防除担当者が当講座を受講し、(本講座受講の前後を問わず)松・松林の保護に関する業務経歴が通算して1年以上を有する方は、次年度以降、松保護士資格試験に応募することができます。